

独立行政法人日本学生支援機構 平成 26 年度第 1 回契約監視委員会 議事概要

1. 日時

平成 26 年 12 月 16 日（火）15:00～17:05

2. 場所

日本学生支援機構市谷事務所 役員会議室

3. 出席者（委員（敬称略））

島田 陽一（早稲田大学 理事（法学学術院 教授））

小林 克典（麹町パートナーズ法律事務所 弁護士）

浦島 哲朗（公認会計士・税理士浦島哲朗事務所 公認会計士・税理士）

澤木 公義（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

小川千恵子（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

4. 議事

（1）報告事項

（2）審議

① 平成 26 年度上半期（4 月～9 月）における契約の概況

② 平成 26 年度上半期（4 月～9 月）における「競争性のない随意契約」

③ 平成 26 年度上半期（4 月～9 月）における「一者応札・一者応募」

（3）その他

5. 議事概要

委員会の開催に当たり、杉野理事長代理より挨拶を行った。

議題（1）報告事項

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）の平成 26 年度フォローアップ結果における本機構の状況及び「トビタテ！留学 JAPAN」の概略を事務局より説明を行った。

また、総務省において平成 25 年度の全独立行政法人の契約見直し状況を取りまとめた資料（平成 26 年 9 月）について事務局より説明を行った。本機構は、随意契約等見直し計画の目標値を金額はクリアしたが件数は達成できなかったこと等について報告した。

議題（2）審議 ① 平成 26 年度上半期（4 月～9 月）における契約の概況

平成 26 年度上半期（4 月～9 月）における契約の概況、「競争性のない随意契約」、「一者応札・一者応募」の状況について、事務局から「随意契約等見直し計画」の達成状況

を踏まえながら報告を行った。

議題（３）審議 ② 平成 26 年度上半期（４月～９月）における「競争性のない随意契約」平成 26 年度上半期（４月～９月）における「競争性のない随意契約」40 件について、競争性のない随意契約とした理由が妥当なものであるか、平成 27 年度以降において、適当とする契約方式や更なる見直し等について審議が行われた。

審議の結果、平成 26 年度上半期（４月～９月）における「競争性のない随意契約」については、真にやむを得ないものであると認められた。また、平成 26 年度の新規案件として新たに契約監視委員会に報告された「競争性のない随意契約」9 件（40 件の内数）についても明らかに競争性のない随意契約を締結せざるを得ないものとして事後承認された。また、平成 26 年度下半期（10 月～3 月）における新たな「競争性のない随意契約」は 3 件あり、これらについても審議が行われ、明らかに競争性のない随意契約を締結せざるを得ないものとして承認された。

（主な議論等）

- ・外国での契約は円安など為替レートの影響により契約金額が上がり、昨年度までは少額随意契約だったものが、上限額を超えたため新規として登場し増加したのか？

（機構回答）日本留学フェアの会場借り上げの新規 3 件については、為替レートの影響によるが、日本留学試験国外実施業務（香港）は、受験者数の増加と為替レートの影響の混在した理由による。

- ・ORACLE データベース保守支援は、3 本の契約に分かれていたものを一本化したということか？

（機構回答）平成 21 年度に 5 年契約していたものが満期を迎え再契約するに当たり、本保守支援業務は製造元が指定している業者と契約する必要があり、競争を許さないため、追加分として少額随意契約していた 2 件分も纏めて一本化し、新規に契約したものである。

議題（３）審議 ③ 平成 26 年度上半期（４月～９月）における「一者応札・一者応募」

平成 26 年度上半期（４月～９月）における「一者応札・一者応募」36 件について、一者応札、応募となったと考えられる要因及び改善に向けた具体的な取組を聴取し、平成 27 年度以降において、適当とする契約方式や更なる見直し等について審議が行われた。平成 25 年度に点検を行った契約については、改善取組が実施され、概ね複数者による応札が行われていたが、2 か年連続（2 回連続を含む）して一者応札、応募となった契約が 15 件あり、それらについては、総務省より通知のあった書式で作成した資料（一者応札・応募事案フォローアップ票）により審議が行われた。

平成 26 年度上半期（４月～９月）における「一者応札・一者応募」については、過去に複数者での応札が実施されているものや、平成 26 年度限りで事業取り止めとなるもの、新規に一者応札、応募となったものは、これまでの点検、見直しの観点を踏まえた入札となっており、機構における取組は適切に対応されていると認められ、併せて、平

成 27 年度以降の更なる見直し内容等についても承認された。2 か年連続して「一者応札・一者応募」となったものについては、平成 27 年度契約に向けた取組として、入札実施時期の早期化や入札不参加の事業者からの意見招請等を行う等、改善が可能な点は見直しを実施することが承認された。

(主な議論等)

- ・「福岡国際交流会館の清掃業務」が従来複数の応札があったのに 1 者応札となった要因は、入札の実施時期が遅かったということか。

(機構回答) 国際交流会館売却のことが優先され清掃業務の調達事務手続を進めるのが遅くなり、1 者応札になってしまったものとする。なお、他の会館は同じ日程でも複数の応札者が存在した。

- ・「リレー口座振替不能者に対する督促架電業務」は、ここ 5 年 1 者応札が続いているが、なぜか。

(機構回答) サービサーであり、かつ大規模なコールセンターを保有しているものではないと業務遂行が出来ないためとする。

- ・「債務名義取得者に対する強制執行申立業務」について、1 者となった原因はどう考えるか。

(機構回答) 過去に応札したことのある事業者からは、現在の契約単価では、採算上のメリットが少ないと聞いている。

- ・「給与計算業務の委託」について、入札から業務開始までの期間が短かったということか。

(機構回答) 担当課に急ぐよう指導していたが、入札日が 3 月 19 日になってしまった。4 月 17 日支給の給与計算を実施することは、新規事業者には困難であると思われるので、次回、平成 28 年度分は、担当課に仕様書の早期検討を促し、早期に入札を実施したい。

- ・「返還誓約書(早期化分)作成業務」も 3 年に渡り 1 者応札が続いているが、入札時期を早期化できないか。

(機構回答) 入札時期の早期化を検討したい。

- ・「奨学金業務システムのハードウェア・ソフトウェアの賃借」で仕様書内容を見直したとあるが、どこを変更したのか。また、何者が入札関係書類を取りにきたのか。

(機構回答) 官報に公示して、「仕様書の意見招請」を行い、提出された意見を吟味し、機構として受け入れられるものを仕様書に反映した。なお、入札関係書類は 4 者が取りに来ている。

- ・入札の実施時期の遅れが一者応札となった理由と思われる事例が散見されるので、次回以降の契約においては、入札の早期実施をお願いしたい。

6. その他

次回開催日時については調整の上、事務局より改めて連絡することとし閉会した。